

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 3 1 年 4 月 1 日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
物資運搬モジュールの技術検討役務	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和9年3月26日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和 8 年 9 月 1 8 日（金） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎 2 階）
（東京都目黒区中目黒 2－2－1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
③ 令和 7・8・9 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無
- 有
- 9 契約をしようとする
基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEPS）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年9月17日（木）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年9月15日（火）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）

10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7061）

品 件 名	物資運搬モジュールの技術検討役務	仕様書番号	SE-08-1-C-0042
		作成年月日	令和 8 年 7 月 2 9 日
		作成部課名	艦艇装備研究所水中対処技術研究部無人航走体基盤研究室

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、物資運搬モジュールの技術検討役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表 1 とおりとする。

表 1 用語及び定義

番 号	用 語	定 義
1	U S V	Unmanned Surface Vehicle の略。 自律して水上を航走可能な無人水上航走体のこと。
2	試作 U S V	現在研究中の U S V であり、コンテナ化されたミッションモジュールを交換することで様々な任務に対応できることを特徴とする。
3	ミッションモジュール	プラットフォームに後付けで選択的に機能を追加付与することができるモジュールのこと。
4	コンテナ型ミッションモジュール	外形又は船体への固定機能を I S O コンテナ規格（I S O 6 6 8）に適合されたミッションモジュールのこと。
5	投入地点	試作 U S V に搭載している物資運搬モジュールから無人輸送艇を海面へ投入する地点のこと。
6	無人輸送艇	洋上の投入地点から島嶼部の陸上輸送先まで物資を輸送するための輸送手段を有した無人機のこと。
7	物資運搬モジュール	無人輸送艇を搭載したミッションモジュールのこと。
8	ホバークラフト	船体下部に形成した空気クッションにより船体重量を支持し、水面、陸上、干潟、氷雪面等の上を走行可能な輸送プラットフォームのこと。
9	ビーチング	船舶等が、砂浜、干潟、礫浜、岩礁等の自然海岸又は緩傾斜の陸岸部へ自力で進入し、接地又は乗り上げること。

1. 3 引用文書等

1. 3. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。

なお、引用文書とこの仕様書の内容が異なる場合は、この仕様書が優先するものとする。

1. 3. 1. 1 法令等

- (1) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和 48 年防衛庁訓令第 49 号）
- (2) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第 7243 号。31. 3. 29）

1. 3. 1. 2 規格

- (1) I S O 668 Series 1 freight containers - Classification, dimensions and ratings

2 役務に対する要求

2. 1 本役務の概要

昨今、島嶼防衛に必要不可欠である輸送能力の向上が求められている一方、陸揚げ作業に必要な機材が整備されていない島嶼部に対して、中・大型の船舶での陸揚げ作業が困難であり、中・大型の船舶から島嶼部の陸上輸送先までの物資輸送を実現する輸送手段が必要である。

本役務では、沿岸部または島嶼部近くにいる試作 U S V から展開し、島嶼部の陸上輸送先まで物資を輸送可能な無人輸送艇を実現するために検討すべき技術課題、機能等を整理することを目的とする。さらに、技術課題の解決に向けたロードマップを作成する。

2. 2 役務の内容

契約相手方は、2. 2. 1 項及び 2. 2. 2 項を踏まえて、2. 2. 3 項及び 2. 2. 4 項の内容を実施するものとする。

2. 2. 1 前提条件

以下の a) ～e) を前提条件とする。

- a) 無人輸送艇は、浅瀬、暗礁等の影響を受けにくい設計であり、海上を航走できること。
- b) 無人輸送艇は、砂浜等の陸上を走行できること。
- c) 無人輸送艇は、ビーチングできること。
- d) 無人輸送艇は、試作 U S V から発進し、島嶼部の陸上輸送先まで自律で移動できること。
- e) 物資運搬モジュールは、試作 U S V の後部甲板に搭載できること。
- f) 投入地点は、島嶼部の海岸線から 5 ～ 10 海里沖合の海域とすること。

2. 2. 2 想定運用

本役務の実施にあたり、下記の想定運用を前提とする。

なお、細部は官と調整し定める。

- ①試作U S Vは、投入地点まで物資運搬モジュールを輸送する。
- ②試作U S Vの後部甲板に搭載された物資運搬モジュールから海面に無人輸送艇を投入する。
- ③無人輸送艇は、島嶼部のビーチング地点へ自律で移動する。
- ④無人輸送艇は、ビーチング後、陸上を自律で移動し、島嶼部の陸上輸送先まで物資を輸送する。
- ⑤島嶼部の陸上輸送先で荷下ろし後、無人輸送艇は帰投または放棄する。

2. 2. 3 物資運搬モジュールに関する検討

本項では、物資運搬モジュールに必要な機能・性能等を検討し、検討によって抽出された技術課題及びその解決方法を整理する。また、無人輸送艇については少なくともホバークラフト型のU S Vは検討し、それに加えてホバークラフト型とは異なる機種を1種類以上検討すること。

なお、検討結果報告書にはa)～n)の内容を含め、細部は官との調整による。

- a) 海上における無人輸送艇の航走性能、耐航性能を検討すること。
- b) 陸上における無人輸送艇の走行性能、地形踏破性能、路面適用性、航続性能を検討すること。
- c) 物資運搬モジュールにおける以下の①～③に示す物資の積載性を検討すること。
 - ①弾薬
 - ②衛生補給品（血液、医療品）
 - ③燃料
- d) 無人輸送艇の積載能力（最低100kg以上とし、1t以上の積載可能の可否を検討する。）を検討すること。
- e) 無人輸送艇への物資の搭載形態を検討すること。
- f) 無人輸送艇の推進システムを検討すること。
- g) 無人輸送艇のビーチング方法を検討すること。あわせて、砂浜、礫浜及び岩礁海岸をビーチング地点とし、それぞれへのビーチング能力を検討すること。ビーチングが困難である場合、その要因を分析するとともに、ビーチングを可能とするための対応策を検討すること。
- h) 陸上輸送先は、以下の3ケースとし、各地点に対して無人輸送艇の到達可能性を検討すること。また、到達困難な場合は、その要因を分析し、到達を可能とするための対応策を検討すること。
 - ①港湾施設を利用しない砂浜、礫浜及び岩礁海岸等の海岸線から100m以内の地点
 - ②海岸線から100mを超え、1000m以内の地点（未舗装路、草地等を含む）
 - ③海岸線から1000mを超え、5000m以内の地点（樹林地等を含む）
- i) 陸上輸送先において、無人輸送艇から荷下ろしする方法を検討すること。
- j) 物資運搬モジュールの形態（コンテナ型 or 非コンテナ型）を検討すること。

なお、コンテナ型ミッションモジュールの場合は、20ft又は40ftコンテナへの適用性も検討すること。非コンテナ型ミッションモジュールの場合は、表2に示す物資運搬モジュール区画の寸法を参考に試作U S Vへの物資運搬モジュールの搭載方法を検討すること。

- k) 物資運搬モジュールに搭載可能な無人輸送艇の最大艇数を検討すること。
- l) 試作USVの後部甲板に搭載された物資運搬モジュールから海面へ無人輸送艇を投入する方法を検討すること。
- m) 非GNSS環境下における無人輸送艇の自己位置推定手法を検討すること。
- n) 海上及び陸上移動時における無人輸送艇の障害物検知手法及び障害物回避のための制御アルゴリズムを検討すること。
- o) 無人輸送艇に搭載するセンサの種類とその役割を検討すること。
- p) ホバークラフト型とは異なる機種を検討に当たっては、技術的実現性を考慮し、契約相手方が保有する既存技術又はこれまでに開発した無人機関連技術を活用した運用方法を検討すること。
- q) 無人輸送艇を投入地点から陸上輸送先まで運用のための遠隔管制機能を検討すること。

表 2 寸法

番号	寸法（全長×全幅×高さ）
1	15.0m×5.0m×3.0m

2. 2. 4 ロードマップに関する検討

本項では、物資運搬モジュールの設計・製造等を含めた開発期間及び概算費用を整理したロードマップを作成する。

2. 3 調整の実施

契約相手方は、2. 2 項の進捗状況について、調整会議を中間時点及び報告書提出前に 2 回実施するものとし、その他必要に応じて調整会議を実施することを妨げない。調整会議の内容及び時期は適宜官と調整すること。

なお、報告の実施形式は、艦艇装備研究所目黒地区における対面形式を基本とし、やむを得ない場合は官と調整のうえオンライン形式でも可とする。

2. 4 検討結果報告書の作成

契約相手方は、2. 2 項の内容をまとめて検討結果報告書として作成し提出する。

3 検査

2. 2 項について、検討結果報告書に基づき実施する。

4 実施上の注意事項

契約相手方は、本役務にあたって詳細にわたり官と密接な連絡を保つとともに、適宜、官との調整を行い、良好な成果が得られるように努めるものとする。

5 その他の指示

5. 1 提出書類

提出書類は、表 3 のとおりとする。

表 3 提出書類

番号	名 称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	検討結果報告書	1 部	検 査 実 施 前	防衛装備 庁艦艇装 備研究所 (目黒地 区)	・電子媒体 1 部を提出すること。 ・電子データの形式は、P D F 等追記不可のもの及びマイクロソフト社製ワード、パワーポイント又はエクセル等の編集可能なものを含めること。 ・ロードマップを含めること。
2	知的財産管理 報告書		納期まで		・電子媒体 1 部を提出する。

5. 2 知的財産の取扱い

契約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとする。

5. 3 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行にあたり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5. 4 その他

この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

公 告	番 号	公告第51号		
	年 月 日	令和8年8月3日		
入札書 令和 年 月 日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 北村 優子 殿 住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。				
金 額 ¥.ー		納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)	
		履行期限	令和9年3月26日	
		業者コード		
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
物資運搬モジュールの技術検討役務		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEPS)利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

1 件名、公告番号、公告年月日

物資運搬モジュールの技術検討役務

公告第51号

令和8年8月3日

2 入札日時

日 時 令和8年9月18日(金) 14時00分

3 政府電子調達(GEPS)を利用しない理由

4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

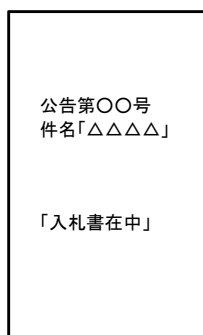
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

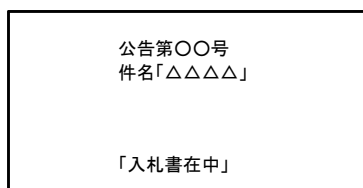
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

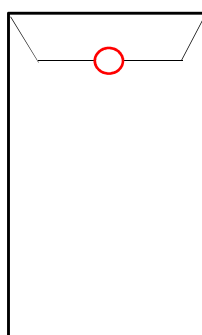
内封筒(表)
長3程度



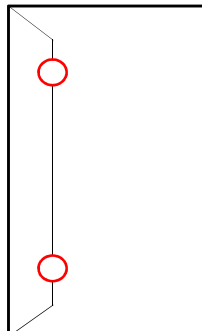
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

